

通学区域再編成の基本方針（春日井市教育委員会）

春日井市通学区域審議会では、新設校の建設や町名等の変更に伴う通学区域の設定について、必要に応じて開催し、審議が行われており、適正な通学区域と地域環境づくりをめざすため、次の3つの基本方針が示されている。

1 安全な生活圏の範囲

交通安全には特に注意を払い、すべての児童生徒が安全で健康かつ快適な通学と日常生活を営むことができる通学区域の編成を目標とする。

2 学校規模と児童生徒数の適正範囲

児童生徒数は、年々変動があるものの、学校規模が12クラスから24クラスを標準とし、最大30クラスまでにとどめることが必要である。

3 通学距離と通学時間の適正範囲

学校の位置及び規模とも関連するが、通学の距離に著しい差が生じないように配慮する。小学校における通学距離は1,500メートルまで、中学校については2,000メートルまでを標準とする。

中学校区は、複数の小学校区を包含しており、1小学校区を複数の中学校区に分断することは原則的に避けるが、移行措置としてやむを得ないと考える。